

平成21年12月  
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成21年12月18日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 渡 辺 恵 一 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
	兼清掃センター所長
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君
観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君	福 祉 課 長 田 原 彰 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君
教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君	社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
-------------------	-------------------

---

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案・請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務常任委員長）

議案第51号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 工事請負契約の締結について

議案第54号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算

請願第4号 非核三原則の法制化を求める意見書提出に関する請願

請願第5号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出に関する請願

(教育民生常任委員長)

議案第55号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第56号 平成21年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第57号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

陳情第2号 子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情

陳情第3号 国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める請願

陳情第4号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情

(建設経済常任委員長)

議案第52号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 平成21年度勝浦市水道事業会計補正予算

第2 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第8号 非核三原則の早期法制化を求める意見書について

発議案第9号 所得税法第56条の廃止を求める意見書について

発議案第10号 子どもの医療費無料制度の早期実現を求める意見書について

発議案第11号 国民健康保険制度の改善を求める意見書について

発議案第12号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善を求める意見書について

---

## 開 議

平成21年12月18日(金) 午後1時00分開議

○議長(高橋秀男君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

議案・請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(高橋秀男君) 日程第1、議案・請願・陳情を上程いたします。

議案第51号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第53号 工事請負契約の締結について、議案第54号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算、請願第4号 非核三原則の法制化を求める意見書提出に関する請願、請願第5号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出に関する請願、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。丸総務常任委員長。

[総務常任委員長 丸 昭君登壇]

○総務常任委員長（丸 昭君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月14日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第51号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については賛成多数で、議案第53号 工事請負契約の締結について、議案第54号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算、以上2件は、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号 非核三原則の法制化を求める意見書に関する請願、請願第5号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出に関する請願、以上2件につきましては、願意妥当と認め、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程で、議案第54号の消防費、工事請負費、全国瞬時警報システム改修工事費について、受信アンテナ設置工事とあるが、全国瞬時警報システムはどのようなもので、アンテナはどこに何基設置し、運用の時期はいつからなのかただしたところ、全国瞬時警報システムは、国の機関が緊急情報を市の防災無線を通じ、音声放送により住民に伝達するもので、アンテナは市役所の庁舎屋上に1カ所設置を考慮しており、運用については県のほうで音声内容の改修に当たり、現在、システムを作成中であることから、それが終了後、運用を実施してまいりたいと答弁があったこと申し添え、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（高橋秀男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋秀男君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第51号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第53号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第54号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋秀男君） 次に、請願第4号 非核三原則の法制化を求める意見書提出に関する請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、請願第4号は、採択と決しました。

---

○議長（高橋秀男君） 次に、請願第5号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出に関する請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、請願第5号は、採択と決しました。

---

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第55号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第56号 平成21年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第57号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、陳情第2号 子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情、陳情第3号 国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳

情、陳情第4号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情、以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。児安教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 児安利之君登壇〕

○教育民生常任委員長（児安利之君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月15日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第55号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第56号 平成21年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第57号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上3件につきましては、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号 子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情、陳情第3号 国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情、陳情第4号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情、以上3件につきましては、願意妥当と認め、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程で、議案第55号の医薬費、医薬品衛生材料費について、新型インフルエンザの対応として、今後も予防意識を高めるための啓蒙活動、ワクチンの安全性などに十分配慮するよう意見がありました。

以上をもちまして教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（高橋秀男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第55号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第56号 平成21年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採

決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第57号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋秀男君） 次に、陳情第2号 子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、陳情第2号は、採択と決しました。

---

○議長（高橋秀男君） 次に、陳情第3号 国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、陳情第3号は、採択と決しました。

---

○議長（高橋秀男君） 次に、陳情第4号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、陳情第4号は、採択と決しました。

---

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第52号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号 平成21年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。末吉建設経済常任委員長。

〔建設経済常任委員長 末吉定夫君登壇〕

○建設経済常任委員長（末吉定夫君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月16日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第52号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については全員賛成で、議案第58号 平成21年度勝浦市水道事業会計補正予算は、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程で、議案第52号については、今後、市営住宅の一戸建て建てかえ工事は何棟予定し、建てかえ時期に来た一戸建てにかわり、集合住宅を建てる考えはないのかただしたところ、沢倉旭ヶ丘団地に15棟の建てかえを予定し、敷地面積の関係から集合住宅は難しく、一戸建てしか建てられないという答弁があり、将来的に市有地を利用した集合住宅を含めた住宅施策のあり方を検討すべきではないかと要望がありました。

以上をもちまして建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（高橋秀男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第52号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第58号 平成21年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

---

### 諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（高橋秀男君） 市長より諮問の送付がありましたので、職員に朗読させます。玉田係長。

[職員朗読]

○議長（高橋秀男君） ただいま朗読いたしました諮問は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第2、諮問を上程いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。職員に諮問を朗読させます。玉田係長。

[職員朗読]

○議長（高橋秀男君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

[市長 藤平輝夫君登壇]

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、藤平富美子君を委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めようとするものであります。

藤平富美子君の経歴を申し上げますと、昭和46年3月、千葉県立一宮商業高等学校を卒業後、昭和46年4月から株式会社千葉銀行に勤務し、平成14年8月に退社、その後、勝浦市赤十字奉仕団団員、勝浦市食生活改善会会員、勝浦市交通安全協会交通指導員、勝浦市地域交通安全活動推進委員を歴任されております。

その人格と識見は、人権擁護委員として適任であると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋秀男君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） これは要望も含めてなんですけど、今、市長が人権擁護委員の推薦候補者の経歴についてるる申し述べてくれましたけども、意見を求めるというんですけども、これは一緒に文書で出してもらえないんですかね。ばらばらばらと言われても、検討のしようがない。意見を求めるといったって、今、説明を受けたばかりで、いきなりイエスとかノーとか言えるんですか。毎回そうなんですけど、こういうのはきちんとその人物が本当にふさわしいかどうかを検討する材料もなくて、いきなりぽんと出して意見を求めると言われても、意見の言いようがない。この人を悪いと言ってるんじゃないんですよ、私は。こういう運営の仕方、推薦の仕方について私は問題があると思うんだけど、これは行政側はどのようにお考えなのか、そして、今後、どのように、この問題について扱っていくのか、お答えを求めるものであります。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） ただいまの諮問第2号につきましてですが、確かに水野議員おっしゃるとおりだと思います。我々執行部といたしましては、水野議員もおっしゃっていたように、長い歴史の中でこういう形で提案をさせていただいております。ただ、これがいいかどうか、確かに審議の上で多少、審議内容、審議時間がないということもあろうかと思っております。今後、この種の議案の提出につきましては、いろいろ研究をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、諮問第2号は、原案のとおり可決されました。

---

### 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（高橋秀男君） 日程3、発議案を上程いたします。

発議案第8号 非核三原則の早期法制化を求める意見書について、発議案第9号 所得税法第56条の廃止を求める意見書について、以上2件を議題といたします。職員に発議案を朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（高橋秀男君） 発議者から提案理由の説明を求めます。丸 昭議員。

〔13番 丸 昭君登壇〕

○13番（丸 昭君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第8号 非核三原則の早期法制化を求める意見書について、発議案第9号 所得税法第56条の廃止を求める意見書について、以上2件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第8号 非核三原則の早期法制化を求める意見書について申し上げます。

広島・長崎の原爆被爆から64年がたちました。再び被爆者をつくるなという原爆被害者の悲痛な願いの中、我が国の非核三原則を国是とする核兵器反対の政策は、世界じゅうの国々、国民を動かして、幾度となく訪れた核兵器使用の危機を防いできました。今、核兵器廃絶を目指す潮流は、さらにその流れを強めています。

核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が核兵器のない世界を追求していくことを明言しました。今こそ日本は、核戦争唯一の被害国として核兵器廃絶に向けた主導的

な役割を果たすべきときです。そのためにも、非核三原則を国是として掲げるだけでなく、その法制化を早期に図ることによって、国際的な世論のリーダー役としての明確な意見を示すことができると思います。

よって、国においては、被爆国日本としての世界じゅうの人々からかけられている期待の大きさを踏まえて、非核三原則を早期に法制化されるよう強く要望します。

次に、発議案第9号 所得税法第56条の廃止を求める意見書について申し上げます。

多くの中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献しており、その営業と生活は家族の長時間労働によって支えられています。しかし、個人事業主は、所得税法第56条により配偶者と家族がどんなに働いても、その労賃は必要経費として認められず、すべて事業主1人の所得に合算されています。これは、配偶者や家族の労働に対して正統な評価と報酬を認めず、その人格や権利をも否定するものであり、法のもとの平等を定めた憲法に反することは言うまでもありません。

国税庁は、記帳義務のある青色申告にすれば、家族従業者の自家労賃が認められるとしていますが、実際には白色申告者の多くも記帳しており、青色申告者との実質的な差はありません。同じような労働をしていながら、白色か青色か、申告の仕方の違いによって経費として認めなかったり、認めたりするような差別的扱いは許されることではありません。

既にアメリカ、ドイツ、フランス、韓国など、世界の主要国は、自家労賃を必要経費として認めており、家族従業者の給与は従業員と同様に経費として計上できるというのが世界の趨勢です。

家族従業者は、日常生活においても著しい経済的不公平、不利益を受けています。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円にすぎません。家族従業者は、このわずかな控除分しか所得とみなされていないため、ローンやクレジットの契約が組めない、母親の所得証明がなく、保育所入所は困難、交通事故の休業補償が極めて低額などの事態が生じております。

よって、国においては、家族従業者が置かれている実態にかんがみ、中小業者と家族への支援を強めるとともに、その社会的地位の向上を図るため、所得税法第56条を廃止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高橋秀男君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第8号及び発議案第9号、以上2件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第8号及び発議案第9号、以上2件

につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第8号 非核三原則の早期法制化を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、発議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋秀男君） 次に、発議案第9号 所得税法第56条の廃止を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、発議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋秀男君） 次に、発議案第10号 子どもの医療費無料制度の早期実現を求める意見書について、発議案第11号 国民健康保険制度の改善を求める意見書について、発議案第12号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善を求める意見書について、以上3件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（高橋秀男君） 発議者から提案理由の説明を求めます。児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 議長から指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第10号 子どもの医療費無料制度の早期実現を求める意見書について、発議案第11号 国民健康保険制度の改善を求める意見書について、発議案第12号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善を求める意見書について、以上3件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず初めに、発議案第10号 子どもの医療費無料制度の早期実現を求める意見書について申し上げます。

少子化の一因に、働きながら安心して子供を生み育てる環境がいまだに整っていないことがあります。例えば、乳幼児を持つ若い世代にとって、家庭の医療費負担は大きなものとなっております。病気の早期発見、早期治療のためにも、子供の心身の健やかな発達を促すためにも、いつでも、どこでも医療費の心配なく、安心して医療を受けられることは大きな子育て支援となります。

乳幼児の医療費無料化は、既に全都道府県、全市区町村で実施され、親たちへの大きな励ましとなっております。平成20年4月からは、全国どこでも就学前までは2割負担に軽減され、

厚生労働省の調査によると、通院については助成対象を就学前以上とする市区町村は1,561、86.1%に上り、入院については1,763、97.2%に上っています。中学卒業まで助成する全市区町村も通院で235、13%、入院で390、21.5%に現在、達しております。しかし、財政難などさまざまな事情で対象年齢を5歳未満にしている市町村は、通院で253、13.9%、入院で51、2.8%あります。

所得制限や自己負担を導入している自治体もあり、市町村制度を底上げし、格差を解消するためには、国の制度創設が必要であります。

平成13年6月、参議院本会議で全会一致で採択された少子化対策推進に関する決議では、政府に対して乳幼児医療費の国庫助成等を重点的に取り組むべきであると求めています。

よって、国においては参議院本会議での決議を实らせ、安心して子供を生み、育てることのできる社会への第一歩とするため、小学校就学前までの子供を対象とした国の医療費無料制度を早期に創設されるよう強く要望するものであります。

次に、発議案第11号 国民健康保険制度の改善を求める意見書について申し上げます。

国民健康保険制度は、憲法第25条に基づいて発足した国の制度であり、国保法第1条には、社会保障と国民保健の向上に寄与すると明記されております。しかし、自己責任だとか、受益者負担を追及するだとか、そういう構造改革の中でこの精神が形骸化され、それが加速しているのが現実であります。

経済的な理由で医療の保障から排除される人が数多く生まれ、命さえ失う事態が今、広がっております。滞納世帯が増加する背景には、高過ぎる国民健康保険料、非正規雇用者の増大などの新たな貧困層の拡大がそこにあります。国庫負担の大幅な削減が国保料の引き上げにつながり、払いたくても払えない状況を生み出した最大の要因であります。

さらに、国保改定で、市町村に対して資格証明書の発行を義務づけたことが、資格証明書の増大につながってまいりました。

社会保障推進千葉県協議会が行った県内各自治体へのアンケート調査では、医療に係る窓口で10割負担をしなければならない資格証明書が発行されている世帯の実に8割が年所得200万円以下の低所得世帯であることが明らかになりました。高過ぎる保険料、取り上げられる保険証、そして手遅れ死亡事件の発生、これらは国民すべてが安心して医療を受けられるようにしようという国保の目的とは逆行するものであります。

よって、国においては保険料が暮らしを圧迫している実態の中で、安心して払える保険料の実現のため、だれもがいつでも、どこでも安心して医療が受けられるよう、次の事項について早急に対処されるよう強く要望するものであります。

- 1、資格証明書発行の義務づけをやめること。
- 2、国保への国庫負担率を総医療費の45%に戻すこと。

次に、発議案第12号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善を求める意見書について申し上げます。

こんなはずではなかったと、介護の社会化を目指してスタートした介護保険制度10年目の現実であります。介護報酬は、わずかですが、初めて引き上げられ、一方で利用者にとっては介護保険の給付を受けるため、必ず通らなければならない入り口である要介護認定の仕組みが全面的に見直されました。新しい要介護認定制度では、寝たきりの人を自立、つまり介助されて

いないと同様に判定するなど、必要な介護が受けられなくなることが危惧されています。

介護利用者や施設にとっては、要介護が下がれば減収につながることであります。多くの関係者から介護度が軽くなっている、凍結、中止を求める声があり、厚生労働省は実施後も検証を行い、必要があれば、迅速に見直すと言わざるを得ない、そういう事態となっているわけがあります。

認定調査74項目のうち43項目の定義等を含めた修正が国民の声で行われました。一部調査項目の判断基準の見直しと日ごろの状態を重視した方法で軽度者が低く出るとは是正されたとし、10月から新認定が実施されているわけであります。しかし、認定の仕組みそのものは変わっておりません。

今、保険あって介護なしの現実が一層広がって、地域の介護は崩壊の危機にあります。10人が犠牲となったあの群馬県の高齢者入所施設での火災は、低所得の人が入れる施設がない実態を明らかにいたしました。介護心中、そして殺人も増加しております。懐ぐあいと相談して介護サービスをあきらめた、あるいは低賃金で働き手がない、事業者も経営を続けられないなどの批判は大きくなるばかりであります。

費用負担の心配なく、必要な介護が保障されることは、すべての国民の願いであります。そして、それを支える介護職員がその専門性を高めて、誇りを持って働くことのできる環境整備が急務であります。

今、国の施策で介護職員処遇改善交付金制度がつくられておりますが、2年半の期限つきで対象にならない事業所もあって、抜本的な解決にはなり得ません。また、介護・社会保障の充実、雇用や内需を拡大させ、地域の活性化にもつながっていくわけであります。

よって、国においては、次の事項について早急に対処されるよう強く要望するものであります。

- 1、新要介護認定制度を中止すること。
  - 2、国の介護・社会保障費を大幅に増やして、介護報酬を同時に引き上げること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（高橋秀男君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第10号ないし発議案第12号、以上3件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第10号ないし発議案第12号、以上3件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第10号 子どもの医療費無料制度の早期実現を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、発議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋秀男君） 次に、発議案第11号 国民健康保険制度の改善を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、発議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋秀男君） 次に、発議案第12号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、発議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

## 閉 会

○議長（高橋秀男君） 以上をもちまして今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成21年12月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後1時52分 閉会

---

## 本日の会議に付した事件

1. 議案第51号～議案第58号の総括審議
1. 請願第4号～請願第5号、陳情第2号～陳情第4号の総括審議
1. 諮問第2号の総括審議

1. 発議案第8号～発議案第12号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員